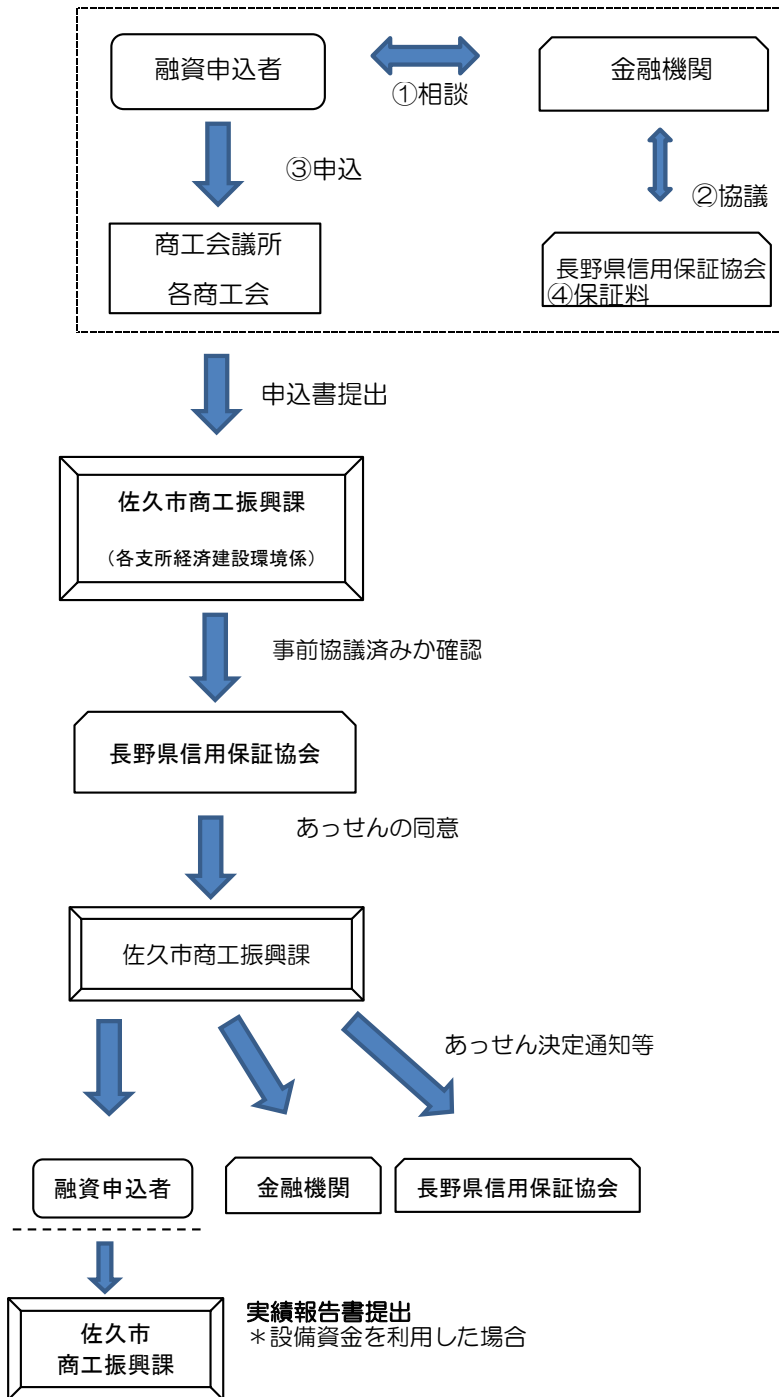


3 佐久市中小企業振興資金申込からあっせん決定までの流れ

*申請手続をスムーズに行っていただくために



1 融資を受けるには・・・

- ①融資の利用が可能かを、借入希望金融機関に相談します。
- ②金融機関・信用保証協会との事前協議により、融資の利用が可能となったところで、どの資金を利用するかを決めます。
(市制度資金・県制度資金・金融機関のプロパー資金など)

2 市制度資金を利用するには・・・

- ③商工会議所・商工会の経営指導員のアドバイスを受けながら、必要な書類をそろえて申し込む。
→経営指導員が審査票を作成し、市商工振興課又は各支所経済建設環境係へ提出します。

*その後の手続は、左図のとおりです。

3 信用保証料は・・・

- ④担保の有無、保証料率割引の有無、保証金額、保証期間、保証料率、割賦返済回数別係数に基づき、下記の計算式により算出されます。

保証料＝(ア)＋(イ)

(ア)据置期間部分の保証料＝保証金額×(据置期間(日数)÷365)×保証料率

(イ)割賦返済部分の保証料＝保証金額×((保証期間－据置期間(日数))÷365)×保証料率×割賦返済回数別係数

*保証料率は、9段階に設定されており、財務内容を総合的に評価して信用保証協会が決定。

お問い合わせ(例)

Q:車両は設備資金の対象となりますか？

A:3、5ナンバーの一般乗用に供する自動車は、原則対象外とします。ただし、**車体に企業名又は屋号を印字することを条件に対象として認めます。**

Q:設備資金の申込時に気を付けなければならないことは？

A:代金支払済みのものや代金支払を滞納しているものは対象外となります。

Q:設備資金の貸付期間の考え方は？

A:各資金ごとの貸付期間の範囲内で、耐用年数及び資金計画を勘案し、妥当な期間を設定するものとします。
(中古品の購入についても同様です。)

*設備資金については、実績報告書を提出

添付書類

共通して*支払証明書(領収書のコピー)と写真を添付すること。

- ・建築の場合は、造成地と建設後の建物の写真2枚ずつ(角度を変えて)
- ・改築の場合は、工事施工前、施行後の写真2枚ずつ(角度を変えて)
- ・車購入の場合は、車の写真2枚(角度を変えて)及び車検証の写し
- ・機械購入などは、購入した機械の写真2枚(角度を変えて)

あっせん決定通知書と一緒に様式を送付しますので、完了後すみやかにご提出ください。